◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３３７号（H28. 2. 12）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．　　重大事故等情報＝７件（２月５日～２月１１日分）
（１）乗合バスの車内事故
（２）貸切バスの火災事故
（３）法人タクシーの衝突事故
（４）法人タクシーの転覆事故
（５）法人タクシーのひき逃げ死傷事故
（６）トラックのひき逃げ死傷事故
（７）トラックの多重衝突事故
２．軽井沢スキーバス事故を受けた対策について
３．乗合・乗用・自家用有償の安全確保の徹底について
４．「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置しました
５．バス運転者の健康起因事故防止の徹底について
６．貸切バスに対する街頭監査の実施結果について
７．自動車事故防止セミナーを開催します！（四国運輸局発）
８．貸切バスの安全確保の徹底について
９．バスの車両火災事故防止の徹底について
１０．事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について
１１．降積雪期における輸送の安全確保の徹底について
１２．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて
１３．トラックの保有車両数が５両未満の営業所であっても、運行管理者が選されていない場合は、行政処分の対象になります！
１４．自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！
１５．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
１６．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

２月１０日（水）午後１２時１８分頃、徳島県の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが運行中、車内事故が発生した。
この事故により、乗客１名が左前腕骨を骨折する重傷を負った。
事故は、バスの停留所において乗車した当該乗客が着席しようとしたところ、バスの運転者は着席が完了する前にバスを発車させた。この際、当該乗客は別の席に移動しようと再び立ち上がったところ、転倒した模様。

（２）貸切バスの火災事故
２月８日（月）午前９時３０分頃、北海道の高速道路において、道内に営業所を置く貸切バスが乗客３６名を乗せて運行中、運転者が焦げ臭い匂いを感じ、高速道路の路側帯に停車させ車両を点検したところ、後軸付近より煙が上がっており、その後出火した。
この事故による負傷者はなし。
火災は、運転者がバスに備え付けの消火器で消火活動したところ、消防の消火活動を待たずして鎮火した模様。
バスの乗客は、台湾からの旅行客であった。

（３）法人タクシーの衝突事故
２月９日（火）午前７時１５分頃、熊本県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが回送中、対向してきた乗用車と正面衝突した。
この事故により、乗用車の運転者が死亡し、タクシーの運転者が軽傷を負った。（回送中のため、乗客はなし。）
事故は、片道１車線の緩やかなカーブにおいて、タクシーがセンターラインをオーバーし、乗用車と正面衝突した模様。
なお、タクシーの運転者は警察に逮捕された模様。

（４）法人タクシーの転覆事故
２月１０日（水）午前３時３０分頃、広島県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せて運行中、埋設された廃タイヤに右前輪が乗り上げた後、車体左側面を下にして横転した。
この事故により、乗客が軽傷を負った。（運転者は負傷なし。）

（５）法人タクシーのひき逃げ死傷事故
２月１０日（水）午前４時３２分頃、東京都の都道において、都内に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、横断歩道上に倒れていた歩行者１名を轢過し、そのまま走り去った。
この事故により、歩行者が死亡した。
事故は、片側２車線の道路の第２車線において、タクシーが信号機のある横断歩道を青信号で通過しようとしたところ、既に歩行者と自転車が倒れており、歩行者を轢過し自転車を引きずった模様。

なお、運転者は警察に逮捕された模様。

（６）トラックのひき逃げ死傷事故
２月６日（土）午前０時５６分頃、熊本県の国道交差点において、同県に営業所を置くトラックが歩行者と接触しそのまま走り去る事故が発生した。
この事故により、歩行者が死亡した。
事故は、当該交差点に人が倒れていると警察に通報があり、現場付近の防犯カメラに当該トラックが走り去る様子が写っていたこと及びトラックの車体左側後部に人と接触した跡が発見された模様。

（７）トラックの多重衝突事故
２月９日（火）午前７時５０分頃、兵庫県の高速道路において、鳥取県に営業所を置くトラックと乗用車が衝突したことをきっかけに、計１５台が関係する多重事故が発生した。
この多重事故により、１名が重傷を負い、５名が軽傷を負った。
事故は、片側２車線の緩やかな右カーブにおいて、右側車線から車線変更してきた乗用車が、左側車線を走行していたトラックの後部に衝突した模様。
この事故をきっかけに後方で多重事故となり、当該高速道路は約５時間通行止めとなった。

---

上記７件の死傷者数計：死亡３名、重傷２名、軽傷７名（速報値）

---

◇◇◇

車事故調査委員会においても調査を実施しているところですが、事故時に運転していた運転者が大型バスの運転に不慣れであったことが一つの原因であったとの指摘もあります。
このため、バス輸送の安全確保の徹底を図り、安全・安心の回復に万全を期すため、改めて下記事項について徹底を図って下さい。
なお、今般の事故を踏まえた再発防止策については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において検討しているところであり、今後、追加的な対策を講じていくこともあり得ることを申し添えます。

記

１　新たに雇い入れた運転者であって、過去３年以内に同一の種類の事業の事業用自動車の運転者として選任されていた者についても、過去の経歴・運転経験を把握した上で、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、当該車種区分の事業用自動車を運転させ、添乗等により安全な運転方法を指導すること。

２　新たに雇い入れた運転者以外の運転者についても、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、必要に応じ、当該車種区分の事業用自動車を運転させ、添乗等により安全な運転方法を指導すること。

３　その際、添乗等による指導のほか、参加・体験・実践型の指導及び監督の手法や、自動車安全運転センターや自動車教習所等の外部の専門的機関を積極的に活用するよう努めるとともに、「指導及び監督の実施マニュアル」（平成２４年３月発行）を活用し、実効性のある指導・監督を実施すること。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118206.pdf

◆貸切バスの安全確保の再徹底について
軽井沢スキーバス事故を受け、国土交通省は、全国の地方運輸局等において、貸切バスの出発時における街頭監査を緊急的に実施しているところです。
１月２９日現在、全国１７カ所で監査を実施し、監査車両９６台のうち４５台に、法令違反又は法令違反の疑いが確認されています。これらの多くは、乗務員の過労運転防止のための遵守事項のチェックのために定められている運行指示書の記載不備、あるいは車内表示の不備等、いずれも基本的遵守事項であり、事故の再発防止の取り組みが行われている最中にもかかわらず、社会の信頼を揺るがす事態になっていることは誠に遺憾です。
ついては、これらの法令違反の防止を徹底するため、街頭監査時に確認された違反の多い事項を中心に、事業者が注意すべき事項をとりまとめました。

出庫時には、運行管理者が、別紙を活用した最終確認を必ず行い、法令遵守を確実に履行することにより、輸送の安全確保の徹底に万全を期して下さい。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118207.pdf

◆貸切バスのシートベルトの着用徹底について
当該事故に関連する報道では、この種の貸切バス等では、乗客がシートベルトを着用していないことが多いとの指摘がなされているところであります。
シートベルトの着用は、衝突時の被害を軽減したり、車外放出の危険性を低くする等、死亡事故防止に効果があり、また、道路交通法（昭和35年法律第105号）において全ての座席においてシートベルトを着用させるよう運転者に義務付けられているところでありますが、今般改めて下記事項について周知・徹底を図って下さい。

記

１　乗客の安全を確保するため、次の事項について徹底すること。
（１）シートベルトを座席に埋没させないなど、シートベルトを乗客が常時着用することができる状態にしておくこと
（２）別添リーフレットの座席ポケットへの備付け等により乗客へのシートベルトの着用の注意喚起を行うこと
また、貴協会において配布しているステッカーや事業者が各自作成しているステッカーについても、座席に貼付するなど積極的に活用すること
（３）車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促すこと
（４）発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認すること
（交替運転者や添乗員の補助を得ることも可）
２　その他、待合室や営業所への備付け、安全キャンペーンでの街頭配布を始め、あらゆる機会を捉え、別添リーフレットを配布すること等により、シートベルト着用の励行を図ること。
３　乗務員に対し、適正にシートベルトを着用するよう指導すること。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118205.pdf
「バス乗車の際はシートベルトを締めましょう！！」
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000052.html

◇◇◇

◆乗合・乗用の安全確保の徹底について
輸送の安全の確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、軽井沢スキーバス事故は国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾です。
このため、貸切バス以外の旅客運送事業（乗合・乗用）におかれましても、安全確保の徹底を図り、利用者の信頼確保に万全を期すため、安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう、下記事項について周知徹底を図って下さい。

記

１．運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
（１）確実に点呼を実施すること
（２）乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
２．乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
３．運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、平成２８年１月２９日付けで、公益社団法人日本バス協会、一般社団法人全国個人タクシー協会及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会に対し、事故防止通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118204.pdf

◆自家用有償の安全確保の徹底について
自家用有償旅客運送は、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要である運送に限り、自動車運送事業の例外として認められているものです。
このような立法趣旨から、自家用有償旅客運送については、自動車運送事業とは異なる安全上の要件が課されていますが、輸送の安全の確保は、自家用有償旅客運送者においても最大の使命です。
このため、自家用有償旅客運送の安全確保の徹底を図り、利用者の信頼確保に万全を期すため、管内の自家用有償旅客運送者に対し、安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう、下記事項について周知徹底を図って下さい。

記

１．運行管理体制を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
（１）乗務前の運転者に対する安全運転のための確認を確実に実施すること
（２）運行の安全を確保するための必要な指示を確実に行うこと
２．乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
３．運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、運転者に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、平成２８年１月２９日付けで、指定都道府県・市区町村の長に対し、事故防止通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118204.pdf

◇◇◇

◇◇◇

兆や自覚症状等が現れた場合には、運転者は無理に運転を継続せずに、近くの駐車場やサービスエリア・パーキングエリア等にて休憩を取り、速やかに運行管理者等に報告するよう指導すること。

　また、実際に体調が悪化した場合、または、急を要する脳・心臓疾患の前兆や自覚症状が現れた場合には、即座に運転を中止し、車両を安全な場所に停車させるなどして安全を確保し、速やかに運行管理者等に報告するよう指導すること。

５．平時からの健康増進

　上記４点のほか、運転者の疾病の発症や健康状態の悪化につながる過労等をできるだけ引き起こさないためには、産業医やヘルスケア機器、各種スクリーニング検査等を活用した健康状態の確認と、働く人それぞれの状況に応じたきめ細やかな労務管理に努められたい。

　また、運転者が自主的に疾病・過労を申告し、安心して治療し現場復帰できるような社内環境・雇用環境の整備に努められたい。

上記の内容は、平成２８年１月２５日付け、国自安第２４０号により、公益社団法人日本バス協会に対し、事故防止通達として発出しています。

◇◇◇

この度、近年増加している「運転者の健康起因や体調急変による事故」を未然に防ぐため、四国運輸局において、下記のとおり自動車運送事業に携わる関係者を対象としたセミナーを開催いたします。

記

日時：平成２８年２月２５日（木）　１３時３０分～１６時３０分
場所：サンメッセ香川２階「サンメッセホール」
　　（香川県高松市林町２２１７－１）
定員：１３０名（先着順）
参加費：無料（どなたでも参加できます。）

※ プログラム及び参加申込み等詳細は、下記リンク先（四国運輸局ホームページ）をご覧ください。
→
http://wwwtb.mlit.go.jp/shikoku/newsrelease/2015/2016-0106-1315-7.html

◇◇◇

３．運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、平成２８年１月１５日付け、国自安第２３９号により、公益社団法人日本バス協会に対し、事故防止通達として発出しています。

◇◇◇

〇三菱ふそうバス車両床下の防錆点検と補修要領
http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/pdf/150401_BusUnderFloorMaintenace.pdf

〇バスのフレームを錆から守る整備術
http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/index.html
http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/information/bus_underfloor/pdf/150223_ForUserBusUnderFloorMaintenace.pdf

◇◇◇

◇◇◇

所については、保有車両数が５両未満でも運行管理者を選任する義務はありません。

〇改正貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号）（抄）
第１８条（運行管理者の選任）
一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を３０で除して得た数（その数に１未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に１を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、５両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

※運行管理者の選任に関し、ご不明な点がございましたら、最寄りの運輸支局までお問い合わせください。
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/top/data/notice-truck.pdf

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
【１４．自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります。】

H27.4.30、公益社団法人全日本トラック協会、公益社団法人日本バス協会及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会等に対して、『自動車製作者等が提供する点検及び整備に関する情報に基づく確実な自動車の保守管理の実施について』を通達しましたので、お知らせします。

通達の概要は以下のとおりですので、ご承知おきください。

自動車の定期交換部品は、自動車製作者等が道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号。以下「車両法」という。）第５７条の２の規定に基づき、通常の点検ではその後の安全性を確保しうる期間を予想しにくい部品等について、その品目及び標準的な交換時期を明示して、自動車使用者に対し一定の期間ごとに交換することを推奨しているものです。
また、自動車使用者は、車両法第４７条の規定に基づき、自動車製作者等が提供する定期交換部品を含む点検及び整備に関する技術上の情報等を参考として、自動車の使用の状況、自動車の構造・装置に応じた所要の点検及び整備を行う義務

があります。
今般、４月１６日付けで日本トレクス株式会社より同社製大型トレーラの制動装置（スプリングチャンバ）に係る改善対策届出（平成２７年改善対策届出番号４７０）がなされたところですが、本届出の背景には、当該トレーラの多くの使用者が、定期交換部品であるスプリングチャンバについて交換期限を超えて使用していたため、ブレーキ系統のエア漏れによって駐車ブレーキが作動しブレーキの引き摺りを生じたことが原因の車両火災事故が、過去５年間で５７件発生していたことがあります。
このように定期交換部品を自動車製作者等が定めた期間を超えて使用することは、重大な事故に繋がるおそれがあることから、貴会傘下会員に対して上記大型トレーラのブレーキチャンバをはじめ、定期交換部品の推奨期間毎の交換の必要性と確実な保守管理の実施について周知徹底願います。

◇◇◇

・H27年8月：ＳＡＳ対策マニュアル「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル～ＳＡＳ対策の必要性と活用～」
・H26年4月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
・H19年6月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇

動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆